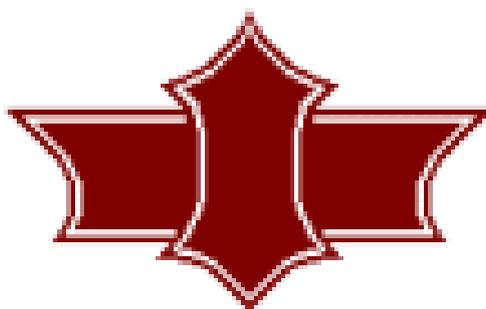


第6次小浜市行財政改革大綱 (改定版)



令和8年2月

小 浜 市

《 目 次 》

1. これまでの行財政改革の取り組み	1
2. 本市の現状と行財政改革の必要性	3
3. 大綱の基本理念	7
(1) 基本理念		
(2) 実施期間		
4. 大綱の基本方針	7
(1) 簡素で効率的な行政体制の確立		
(2) 市民協働および広域連携の推進		
(3) 持続可能な財政運営		
5. 数値目標	10
6. 推進体制	11

1. これまでの行財政改革の取組み

本市の行財政改革の取組みは、昭和60年9月に第1次行政改革大綱を策定、その後、平成8年3月に第2次、平成13年3月に第3次、平成18年2月には第4次、平成23年2月には第5次を策定し、「健全な行財政運営」の下での「総合計画の確実な推進」を目指し、各種の行財政改革に積極的に取り組んできました。

各大綱の概要は以下のとおりです。

第1次 行政改革大綱（昭和60年度～平成7年度）

【基本理念】時代の進展と住民意識の多様化に伴う新規行政需要への的確な対応

【主な取組み】○農業共済事業を一部事務組合へ移行

○収納事務の一元化（国保税を税務課へ）

○給与等の口座振込の導入

○窓口の改善（カウンターの高さ改善、ベビーベッド設置、公民館Fax設置）

○民間委託（福祉センターの管理、勤労福祉会館の管理、除雪作業等）

○職員数削減15人（S60年度485人⇒H08年度470人）

第2次 行政改革大綱（平成8年度～平成12年度）

【基本理念】簡素で効率的かつ質の高い行政運営のために

【主な取組み】○文書のA版化

○超過勤務手当の削減（月の上限設定、水・休日の代休制）

○管理職手当の削減、特殊勤務手当の見直し、旅費の見直し

○入札手続きの一元化（契約検査課の設置）

○市民サービスコーナーの設置

○職員数削減52人（H08年度470人⇒H13年度418人）

第3次 行政改革大綱（平成13年度～平成17年度）

【基本理念】最小の経費で最大の効果を発揮する市民本位の市政の実現のために

【主な取組み】○マナーアップ運動の実施

○中長期財政計画の公表

○民間委託（保育園給食業務、電算システム、霊場の一部業務等）

○事務事業評価制度、パブリックコメント制度の導入

○毎週金曜日1階窓口業務の時間延長

○職員数削減54人（H13年度418人⇒H18年度364人）

第4次 行政改革大綱（平成18年度～平成22年度）

【基本理念】 市民とともに進めるスリムで効率的な行政運営の実現

【主な取組み】 ○食の館、農産物加工施設等、36施設に指定管理者制度を導入

○今富第1・第2保育園を統合、民営化

○下根来小学校を廃止し、遠敷小学校へ統合

○公共施設管理公社の解散、小浜ロッジの閉鎖

○公債費の繰上償還および低利への借換え

○組織体制を6部から5部へ移行、課・係の統合、チーム制の導入

○人事評価制度の実施

○エコアクション21の認証登録を取得

○地域住民が主体となって取り組む、いきいきまちづくり事業の実施

○市民、各種団体等への出前講座の実施

○職員数削減48人（H18年度364人⇒H23年度316人）

第5次 行政改革大綱（平成23年度～令和02年度）

【基本理念】 “改革の先にある未来へ” 『市民協働による行政経営の推進』

【主な取組み】 ○道の駅若狭おばま、濱の四季等、15施設に指定管理者制度を導入

○田鳥保育園と内外海児童センター、小浜第一保育園および小浜第二保育園ならびに小浜幼稚園、雲浜保育園・西津保育園を統合

○国富小学校・宮川小学校・松永小学校・遠敷小学校を統合

○田鳥小学校を廃止し、内外海小学校へ統合

○土地開発公社の解散

○公債費の繰上償還および低利への借換え

○組織体制において、係を廃止しグループ制を導入

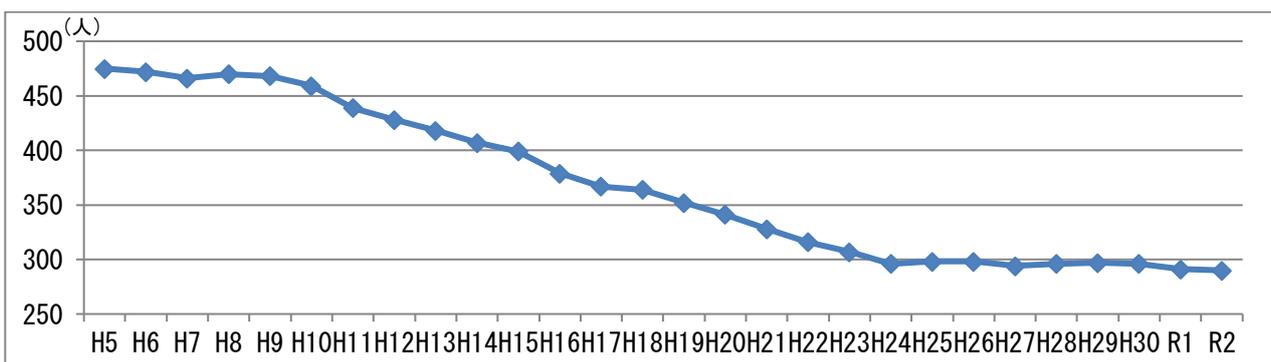
○若狭広域行政事務組合を設立し、広域連携を推進

○地域住民が主体的に取り組む、ふるさと未来づくり協働推進事業の実施

○市民、各種団体等への出前講座の実施

○職員数削減26人（H23年度316人⇒R02年度290人）

〔 図1. 正職員数 〕



2. 本市の現状と行財政改革の必要性

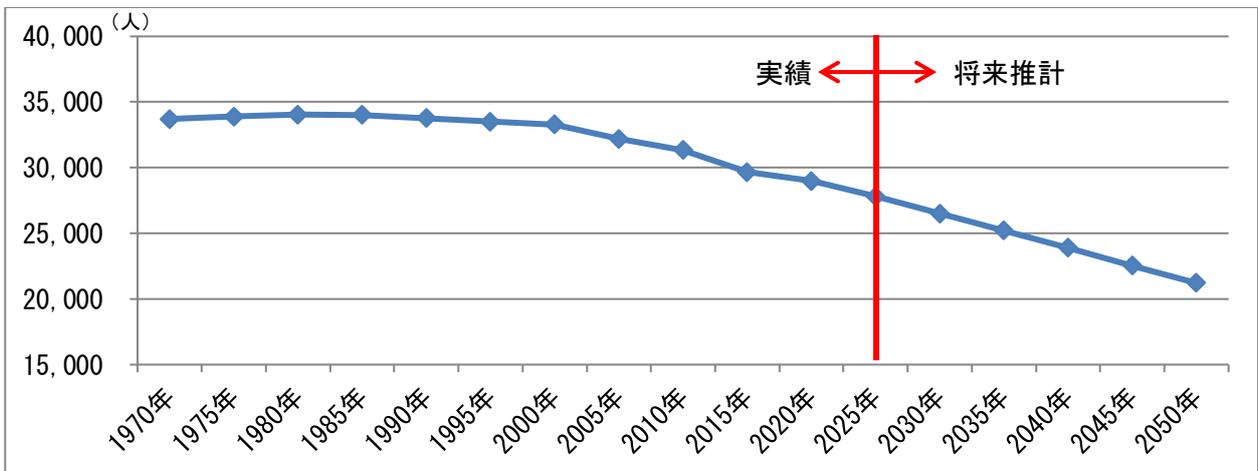
① 少子高齢化に伴う人口減少社会の進行

日本の総人口は、2008年（平成20年）をピークに減少に転じ、本市においても、1980年（昭和55年）以降、一貫した減少傾向が続いています。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、本市の2050年の総人口は、21,212人と示され、2000年の33,295人から50年間で36.3%減少すると推計されており、本格的な人口減少社会に突入するとともに、少子高齢化も進行しています。（図2-2）

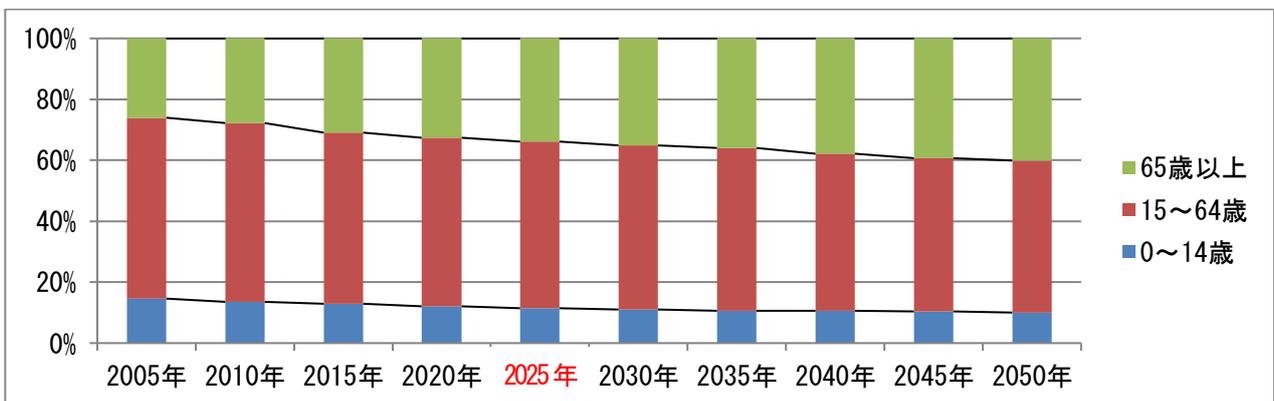
少子高齢化、人口減少が進展すると、経済への影響は大きく、市民生活の質や水準を低下させ、同時に、地域コミュニティの衰退も進み、地域生活を維持することが困難となります。また、市においても少子高齢化に伴い社会保障費などの歳出が増大する一方、人口減少に伴い行政の歳入の確保が難しくなります。

このような中、市民の皆様に行行政サービスを提供し続けるためには、限られた行政資源（財源、人員等）の中で、効率的な行政サービスを推進していかなければなりません。

〔 図 2-1. 人口推移と将来推計 〕



〔 図 2-2. 年齢別比率 〕

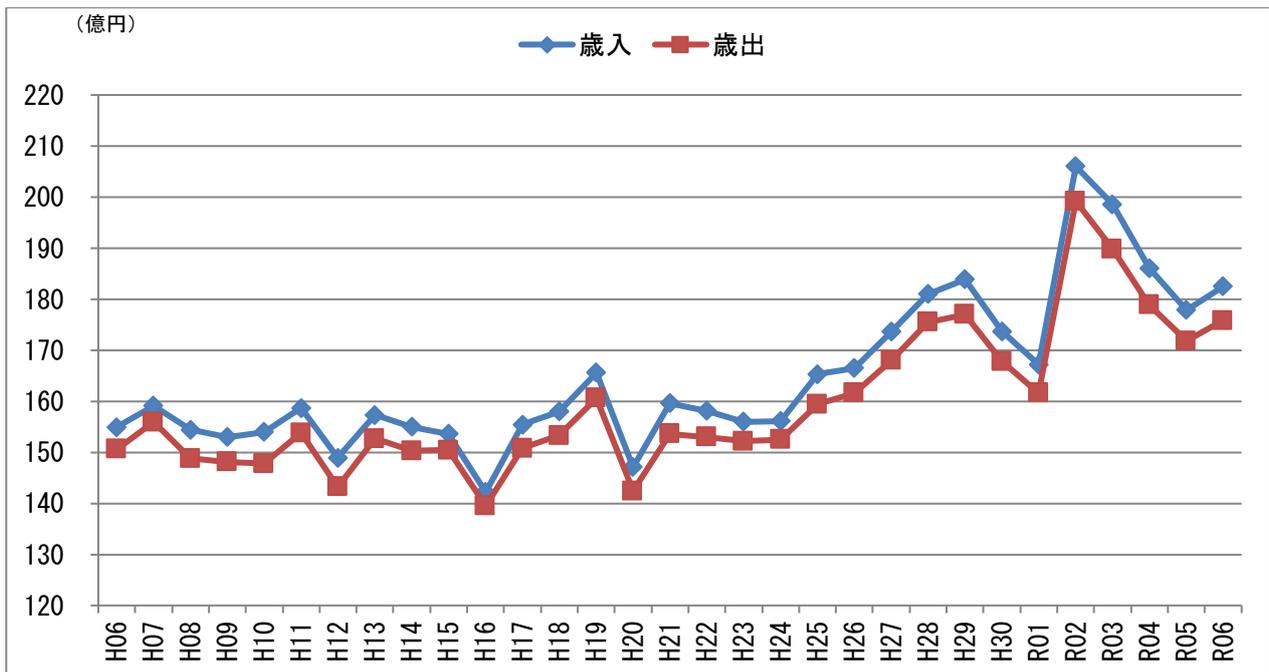


④ 厳しい財政状況

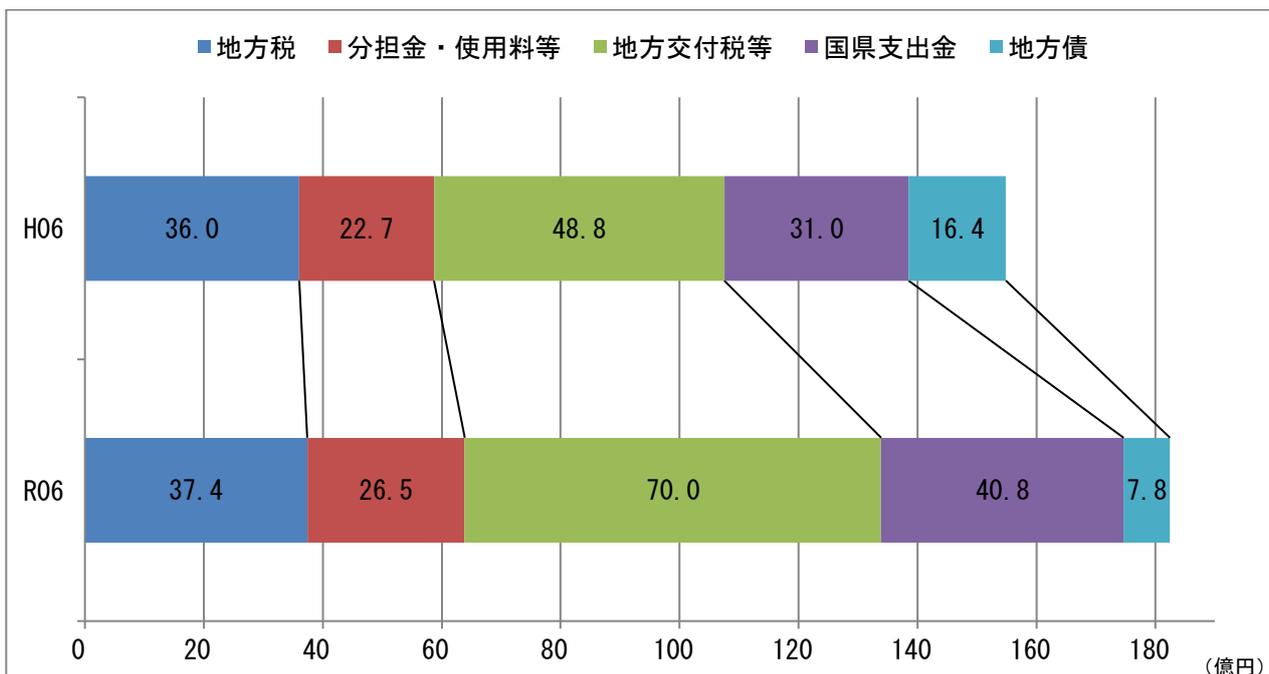
少子高齢化に伴う人口構造の変化等により、税収の安定的な確保や新たな財源の確保が求められている一方、社会保障関係費の増大、老朽化が進む公共施設等の長寿命化や防災・減災への取組み、さらにはデジタル化への対応など、本市を取り巻く状況は、より厳しさを増しています。

このような中、将来にわたり健全で持続的な行財政経営を図るため、長期的な視点に立ち、財政運営の持続可能性を高める必要があります。

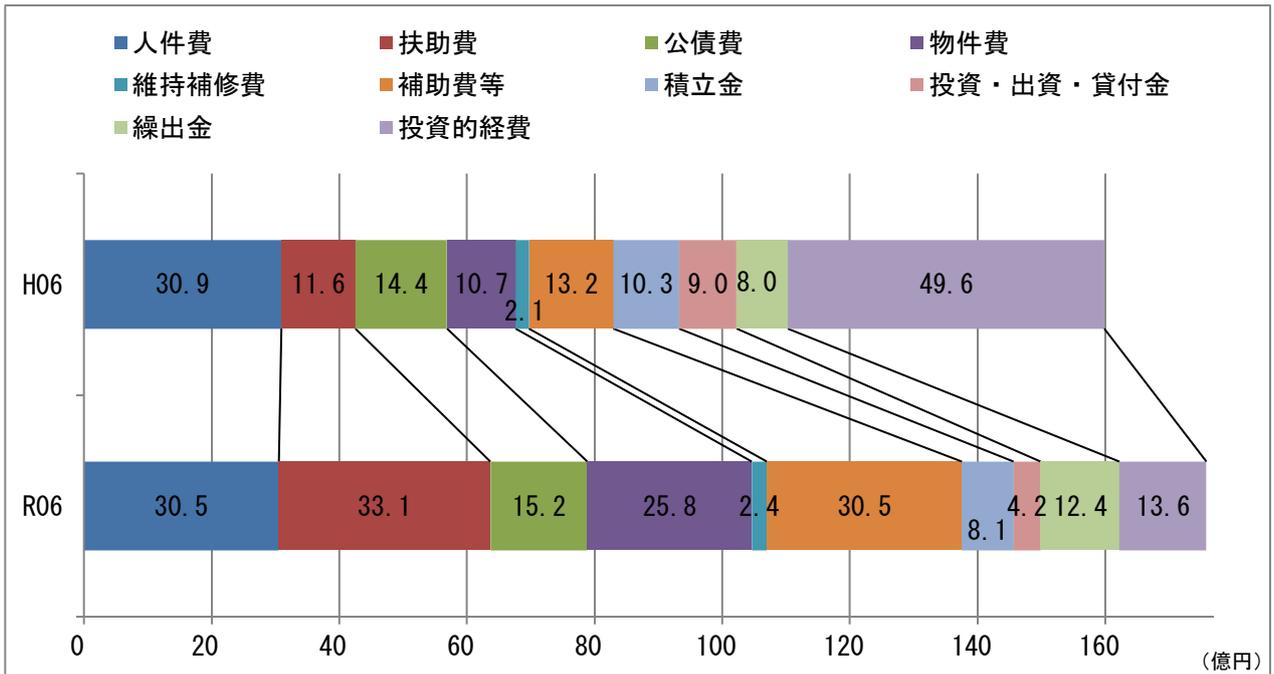
〔 図 4-1. 普通会計の決算規模 〕



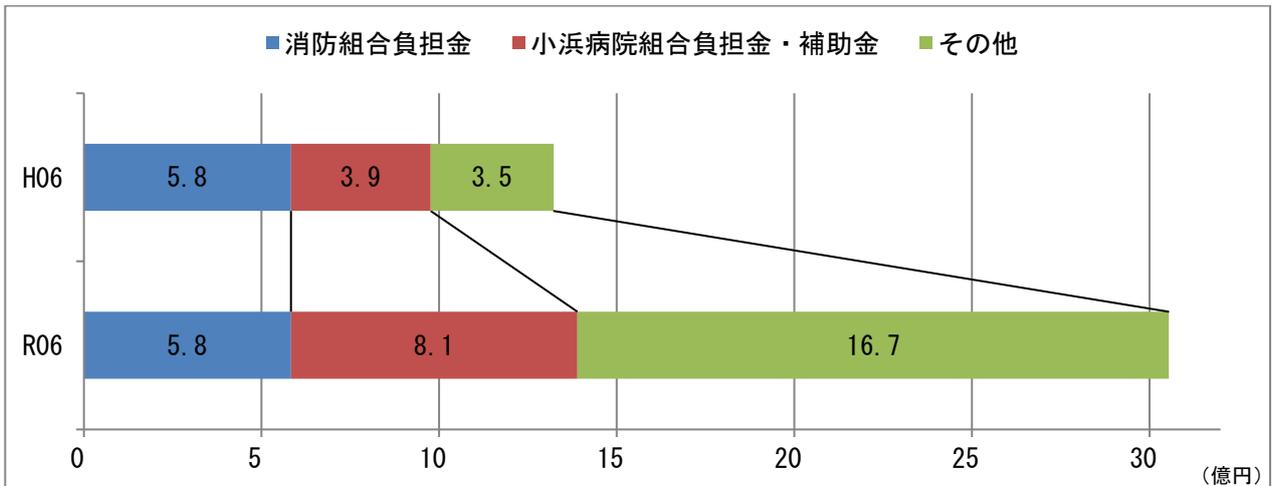
〔 図 4-2. 歳入比較（平成6年度と令和6年度） 〕



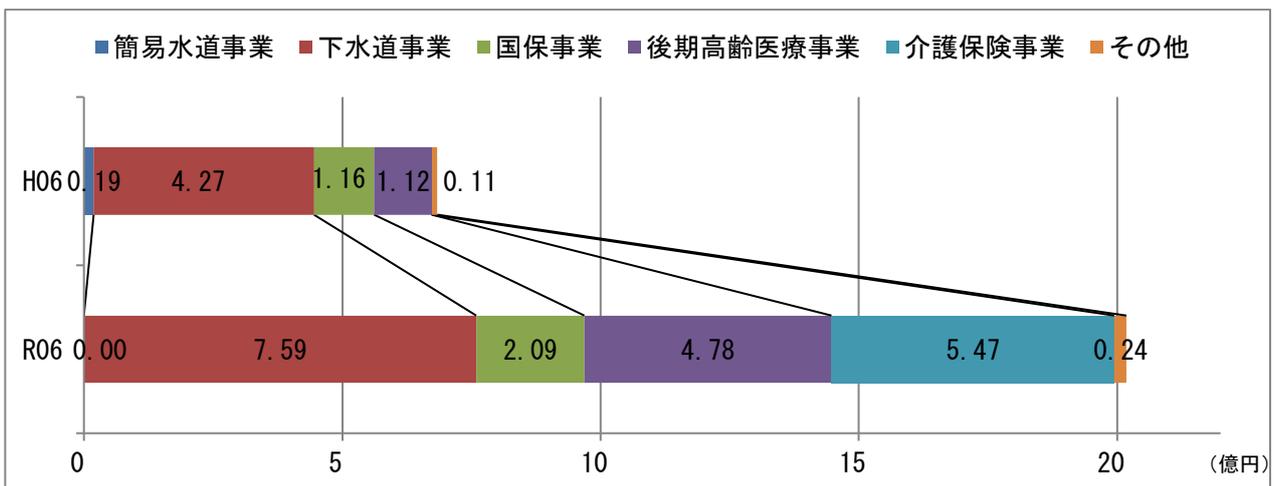
[図 4-3. 歳出比較（平成 6 年度と令和 6 年度）]



[図 4-4. 補助費等比較（平成 6 年度と令和 6 年度）]



[図 4-5. 繰出金比較（平成 6 年度と令和 6 年度）]



行財政環境の変化に対応するため、次の基本理念に基づき行財政改革を推進する。

3. 大綱の基本理念

(1) 基本理念

時代の変化に対応した持続可能な行財政運営

人口減少・少子高齢化社会の進展や市民ニーズの多様化などの社会環境は想定より速く変化しており、今後、税収基盤の縮小や社会保障経費の増加などにより、公共サービスを維持していくために必要な財源確保が難しくなる恐れがあります。

これらのことから、将来にわたり、必要な市民サービスを提供していくには、社会情勢の変化に柔軟に対応できる組織づくりと、強固な財政基盤を構築し、市民と協働しながら施策を進めていくことが求められます。

加えて、本市においては、北陸新幹線小浜・京都ルート早期全線開業に向けた取組みを推進しており、未来に向けた新たな投資を可能とする体力ある市政運営が必要不可欠であると考えています。

そのためには、先進的なICTを活用するスマート自治体への転換や近隣市町と共通する課題に対応する広域連携などで効率化を図り、老朽化する公共施設の集約や再配置など、戦略的にダウンサイジングを進めていく必要があります。

これまで本市が取り組んできた市民協働をさらに進め、ICTや広域連携に取り組み、生産性の向上や行財政資源の集中により、長期的な視点に立った持続可能な行財政運営を目指します。

(2) 実施期間

令和3年度～令和12年度

4. 大綱の基本方針

(1) 簡素で効率的な行政体制の確立

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少は、自治体運営にも影響を及ぼすことが想定され、限られた職員で市民が必要とする質の高い行政サービスを、持続的かつ効果的に提供していかなければなりません。そのために、簡素で効率的な組織機構を構築するとともに、民間活力の導入など、経営感覚を生かした事業運営と質の高い行政サービスを提供します。

加えて、ICT（情報通信技術）やビッグデータの活用を効率的かつ計画的に進めることで、職員の働き方改革を推進するとともに行政の生産性向上を図ります。

①効率的、効果的な業務および組織の運営

意欲の高い人材の確保・育成等を推進し、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できる組織体制の構築とともに、部局横断的な対応など、関係部署間の連携強化を図ります。

②民間活力の導入と外郭団体の機能強化

公共サービスの質を向上させるため、民間委託や指定管理者制度導入、民営化の推進など民間企業のノウハウや経営感覚を活用するとともに、業務の効率化を図ります。また、時代の変化に対応した効率的で質の高いサービスを提供できるよう外郭団体の機能強化を推進します。

③ICT等を活用したスマート自治体の推進

行政手続きのオンライン化による市民サービスの向上や、行政事務においてICT（情報通信技術）などの先端技術を活用した効率的な行政運営に取り組むとともに、非常時における危機管理対応へのICT活用等を推進します。

④適正な人事管理および人材育成

業務の見直しを図るとともに業務量等に見合った適正な職員配置を行い、職員の定数管理の適正化を図ります。また、様々な行政課題や市民ニーズに対応するため、意欲と能力の高い人材を確保し、人材育成を推進します。

⑤市民サービスの向上

市役所や市民利用施設における各種手続きのワンストップサービスや窓口サービス、相談業務の向上を図ります。

（2）市民協働および広域連携の推進

少子高齢化の進展や価値観の多様化に伴い、相互のつながりの希薄化が危惧される中、コミュニティ機能を維持・活性化するため、その基盤となる地域コミュニティへの支援および市民協働をさらに進め、多様な市民ニーズに対応する市政の実現を目指します。

また、人口減少・少子高齢化社会の到来は、経済規模の縮小や税収の減、社会保障経費の増による行政サービス水準の低下を招くことが懸念されます。これら、近隣市町と共通する課題へ対応するとともに、効果的で質の高い行政サービスの維持向上をめざし、様々な分野において広域連携を推進します。

①市民に信頼される透明性の高い行財政運営の推進

財政状況等についてのわかりやすい情報提供・情報発信を行うとともに、公正で透明性のある行財政運営を行います。

②市民協働と地域力強化に向けた体制の構築

各地区のコミュニティセンターを拠点に、市民参加のまちづくりを積極的に進めるため、協働のまちづくりをリードする人材の育成に取り組むとともに、市民がまちづくりに参加するプラットフォームとして、「市長との対話集会」を行います。

③自治体および大学等との広域連携の強化

広域的な視点に立って、多様な分野で近隣市町と連携し、スケールメリットを活かしたサービスの質の向上、コスト削減を図ります。また、まちづくり団体、大学等と連携し、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の増加を図ります。

(3) 持続可能な財政運営

社会環境の変化により、社会保障関係費、老朽化が進む公共施設の長寿命化、過去の大型プロジェクトにかかる公債費など、様々な財政需要が見込まれる中、これまで以上に予見性を高め、計画的な行財政運営を行うことが求められます。

このため、他団体への負担金を含め、将来の歳入と歳出の見込みを算出した中期財政計画の策定および実践、新たな財源の確保、受益と負担の適正化、公共施設の計画的な再整備・長寿命化などに取り組み、持続可能な財政運営を図ります。

また、公営企業会計や特別会計においても、経営環境の変化を踏まえ、事業規模拡大による財務基盤の強化など、経営改革に取り組みます。

①中長期的な視点に立った財政運営

国の財政対策や財政制度の改正、後年度の財政負担等の見込みの把握による中期財政計画を策定し、持続可能な財政運営に取り組みます。

②安定的な財源の確保

税収等の自主財源を確保するため、債権管理を統括する債権管理室による徴収体制の強化、地域経済活性化の推進、クラウドファンディングなどの新たな財源の確保および受益者負担の適正化に取り組みます。

③歳出のスリム化と効率化

本市の歳入水準に見合った歳出構造への転換を図るため、総人件費の縮減を行うとともに、当初予算編成においては、市民サービス水準に注意しながら、事務事業の戦略的な縮小・廃止や公共投資等の重点化・平準化に取り組みます。

④公共インフラの最適化と長寿命化

小浜市公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化が進む公共インフラの長寿命化に取り組むとともに、将来の人口動態や施設の利用状況等を踏まえ、公共施設配置の最適化を図ります。

⑤公営企業の経営健全化

公営企業会計の適用や事業統合を通じた経営基盤強化による持続可能な経営基盤の確保に取り組みます。

⑥一部事務組合の経営改革の推進および負担金、繰出金の適正化

財政運営の健全化のため、公立小浜病院組合への負担金について、構成市町・県・金融機関との連携を強化します。

5. 数値目標

持続可能な行財政運営を推進するため、令和12年度までの主な数値目標は以下のとおりです。

【項目】		【R6年度実績】	【R12年度末目標】
財政調整基金残高		24.3億円	9億円以上
起債残高 <small>(臨時財政対策債除く)</small>		91.2億円	95億円以下
経常収支比率		99.5%	99.8%以下
財政健全化 指標	実質赤字比率	赤字なし	赤字なし
	連結実質赤字比率	赤字なし	赤字なし
	実質公債費比率	11.7%	14.6%以下
	将来負担比率	79.5%	120.0%以下

【指標説明】

○財政調整基金残高

不況等による税収の大幅な減少、また災害の発生等不測の事態に備えた基金の残高。標準財政規模の10%が目安とされています。

○起債残高

公共施設の整備等のために借り入れた地方債の残高です。

○経常収支比率

財政の弾力性を表すものであり、市税等経常的に入る収入が人件費・扶助費・公債費等経常的に支出される経費にどの程度充当されているかを表す数値。この数値が低いほど財政に余裕があるといえます。

○財政健全化指標

全ての会計の収支状況、借入金の償還状況、将来負担しなければならない経費状況等、自治体の財政の健全化を表した指標です。この4つの指標のうち一つでも早期健全化基準を超えると、個別外部監査の実施や財政健全化計画の策定が義務付けられます。また、将来負担比率を除いた指標のうち一つでも再生基準を超えると、財政破たんとなされ、財政再生計画により早期健全化基準を下回るまで予算編成や事業の執行は国の監督下におかれることとなります。

指標名称	内容	健全化判断基準	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する単年度の比率		20%以上
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する単年度の比率		30%以上
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3年間平均）	25%以上	35%以上
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	350%以上	

6. 推進体制

- (1) 第6次行財政改革大綱を推進するため、その具体的な実施計画となる「行政経営プラン」を策定します。
- (2) 小浜市行財政改革実施委員会（委員長：副市長）において、行政経営プランの適正な進捗管理を行い、計画期間内の確実な達成に向け、指示・指導を行います。また、検討課題についても早期に結論を出し、実施することとなった事項については、計画期間内の確実な達成を図ります。